

川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

中卒者、高校中退者等ひとり親家庭の親又はその家庭の子どもに対し、より良い条件での就業や転職に向けた学び直しを支援するため、給付金を支給します。

制度を利用できる方

川崎市にお住まいの20才未満の子どもを養育するひとり親家庭の親又はその家庭の20才未満の子どもで、次の要件をすべて満たす方

- ① 所得が児童扶養手当支給水準の方
- ② 大学入学資格を取得していない方
- ③ 適職に就くために必要と認められる方
- ④ 原則として、過去に受給していない方

給付金の内容

- 受講修了時給付金：対象講座の受講料等の2割相当額（上限10万円、下限4千円）を、受講修了時に支給します。
- 合格時給付金：対象講座の受講料等の4割相当額（受講修了時給付金との合計が15万円を超える場合は合わせて15万円が上限）を、受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給します。

対象講座



高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で、川崎市長が適当と認めたものが対象です。

講座指定申請・支給申請について

1 講座指定申請

講座申込みの2週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライブにて、プログラム策定員と面接の上、講座指定申請手続きをします。

【必要書類】

- ①児童扶養手当証書（受給していない方は市県民税の課税・非課税証明書）
- ②ひとり親家庭の親と子の戸籍謄本（全部記載）
- ③世帯全員の住民票（全部記載）
- ④受講講座のパンフレット等
- ⑤養育費に関する申告書（母子・父子福祉センターサン・ライブにて御説明します。）

2 支給申請

(1) 受講修了時給付金：講座修了後30日以内に、こども家庭課に支給申請手続きをします。

【必要書類】

- ①支給申請書
- ②講座修了証の写し
- ③講座領収書の原本（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収日、領収印の記載があるもの）※後日返却します。

(2) 合格時給付金：合格証書に記載されている日付から40日以内に、こども家庭課に支給申請手続きをします。

【必要書類】

- ①支給申請書
- ②文部科学省が発行する合格証書の写し



～受講修了時給付金等受給までの流れ～

母子・父子福祉センター
サン・ライヴ

申請したい方

こども家庭課

事前相談（講座申込みの約2週間前まで）

※プログラム策定員が自立支援計画書を作成します。

講座指定申請準備

※表面参照

（書類準備完了後、母子・父子福祉センターサン・ライヴ経由で申請）

審査

講座指定⇒受講開始

受講修了

① 受講修了時給付金：支給申請（修了日から30日以内）

審査⇒支給決定⇒支給

受講修了日から2年以内に全科目合格

② 合格時給付金：支給申請（合格証書の日付から40日以内）

審査⇒支給決定⇒支給

※ ご注意！ それぞれの期間内に申請がない場合は支給対象となりません。

申請や事前の御相談については母子・父子福祉センターサン・ライヴ

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話：044-733-1166 まで

制度所管はこども未来局こども支援部こども家庭課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2672 まで